

医政産情企発 0916 第 1 号
健 感 発 0916 第 7 号
健 予 参 発 0916 第 2 号
令和 4 年 9 月 16 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
厚生労働省健康局参事官（予防接種担当）
(公 印 省 略)

季節性インフルエンザワクチンの供給について

季節性インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の供給について、貴職におかれでは、下記の事項について、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）上の実施主体である市町村（特別区を含む。以下同じ。）や医療機関等の貴管内関係者へ周知するとともに、ワクチンの円滑な流通について関係者との連携に努めていただくようお願いします。

記

1. ワクチンの供給予定量等について

今冬のインフルエンザシーズンのワクチンの供給予定量は、令和 4 年 8 月時点で約 3,521 万本（1 mL を 1 本に換算）の見込み（別紙 1 参照）であり、記録が残る中では過去最大の供給量が見込まれています。

また、今年度は 9 月第 5 週（週を数える基準日は金曜日）の時点で約 1,670 万本が、10 月第 4 週の時点で約 3,110 万本が出荷可能と見込まれており、比較的早期にワクチンが供給されるスケジュールとなっています（別紙 2 参照）。

2. ワクチンの安定供給に係る対策について

今年度のワクチンの供給量については、記 1 のとおり十分な量が見込まれているものの、南半球のオーストラリアで例年より早くインフルエンザの流行が確認されたことや新型コロナワクチンとの接種間隔に係る規定が廃止されたこと等により

が増加する可能性を踏まえると、昨年度と同様にワクチンの効率的な
活用が重要となるものと考えられます。医療現場では改めて、
上の者が接種を受ける場合には、医師が特に必要と認める場合を除
「注射」であることを周知徹底する

見合量のワクチンを購入すること等を徹底する

ます。また、卸売販売業者においては、地域間、営業所間の在庫融通
うようお願いします。

の事項について、貴管内関係者に対して周知し、かつ協力を要請い
上、各都道府県においても、必要な準備をお願いします。

法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）に規定するインフルエンザの
接種の対象者は以下のとおりであり、今年度のワクチン接種にあた
る者への接種の機会が確保できるよう配慮をお願いします。

歳以上の者

歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己
の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫
全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が困難な程度の障害を有す

上の者に係るワクチンの用法・用量は、いずれの製造販売業者の製品
、「13 歳以上のものについては、0.5mL を皮下に、1 回又はおよそ
月の間隔をおいて 2 回注射する。」とされています。一方、世界保健機
会（不活性ワクチンに限る。）の用法について、9 歳以上の小児
成人に対しては「1 回注射」が適切である旨の見解が示されています。
者まで、13 歳以上の者が接種を受ける場合にあっては、医師が特に
る場合を除き、「1 回注射」が原則です。

は、製品によっては、同一バイアルで複数回投与できるようにバイ
アル内に十分な薬液量が充填されています。同一バイアルから複数回の使用が
している製品については、ワクチンの取扱い上の注意等に留意した上
効率的な使用に努めるようお願いします。

のような製品に関して、既に一部の接種液が吸引されているバイア
ルの場合は、最初の吸引日時を確認し、最初の吸引から 24 時間を経

エ 貴管内市区町村との連携の方法及び役割分担

- (5) ワクチンが比較的早期に供給される見込みであることを踏まえ、ワクチンの製造販売業者及び卸売販売業者は、医療機関等の関係者に対して、ワクチンに関する今後の納入量や納入時期等について綿密な情報提供を早期に行うようお願いします。
- (6) ワクチンの予約・注文については、以下の点に留意してください。
- ア 医療機関等がワクチンの予約・注文を行う場合には、今年度のワクチンの供給ペース、昨年度の使用実績及び新型コロナウイルス感染症の感染予防等を行なながら接種することができる人数を正確に把握した上で、例えば、接種シーズン開始前に、昨年度の使用実績よりも大幅に多い量の納入を求めることや、製品のロットを指定して早期の一括納入を求めるなど、必要以上に早期又は多量の納入を求める予約・注文を行うことは厳に慎んでください。
- また、ワクチンの予約・注文は、ワクチンの供給ペースを考慮することが望ましく、また、接種希望者から申込みがあった段階で必要に応じて行なうことが望ましいです。
- イ 卸売販売業者は、医療機関等からの予約・注文を受ける場合には、ワクチンに関する在庫量等について綿密な情報提供を行ってください。
- ウ 卸売販売業者は昨年度の納入実績及び返品実績を確認するとともに、医療機関等から追加注文を受ける際には、ワクチンの偏在が起こらないように、初回注文で納入した医療機関等の在庫を確認した上で、随時、必要量を供給してください。
- なお、卸売販売業者は、昨年度に納入実績のない医療機関等から新たにワクチンの注文があった場合には、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要がありますが、新規開業の医療機関等が不利とならないよう、配慮をお願いします。
- (7) ワクチンの大量注文を行う医療機関等に対して、一度にワクチンが納入された場合、市場に流通するワクチンの在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は昨年度の納入実績及び返品実績を確認するとともに、当該医療機関等においてワクチン接種に支障をきたす場合を除いてはワクチンの分割納入を行うこととし、この取扱いに医療機関等も協力するようお願いします。
- (8) 接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱え、その後返品を行うことは安定供給の妨げになるため、医療機関等においては、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないようお願いします。
- 併せて、「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」(令和3年11月30日厚生労働省医政局長・保険局長通知)にも返品の扱いについて示されていますので、参照してください。
- (9) 卸売販売業者は、地域間、営業所間の在庫融通を積極的に行なうとともに、(1)

定期の予防接種の対象者への接種機会が確保できるよう、隨時、ワクチンの供給を行い、ワクチンの偏在が起こらないよう配慮をお願いし、(4)も踏まえ、必要に応じて都道府県及び市町村と連携してください

ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を止めに、関係者に対する聴取や調査等を行って貴管内の在庫状況を含む状況を把握した上で、(4)の管内関係者の取り決めも踏まえ、地域等を行ってください。

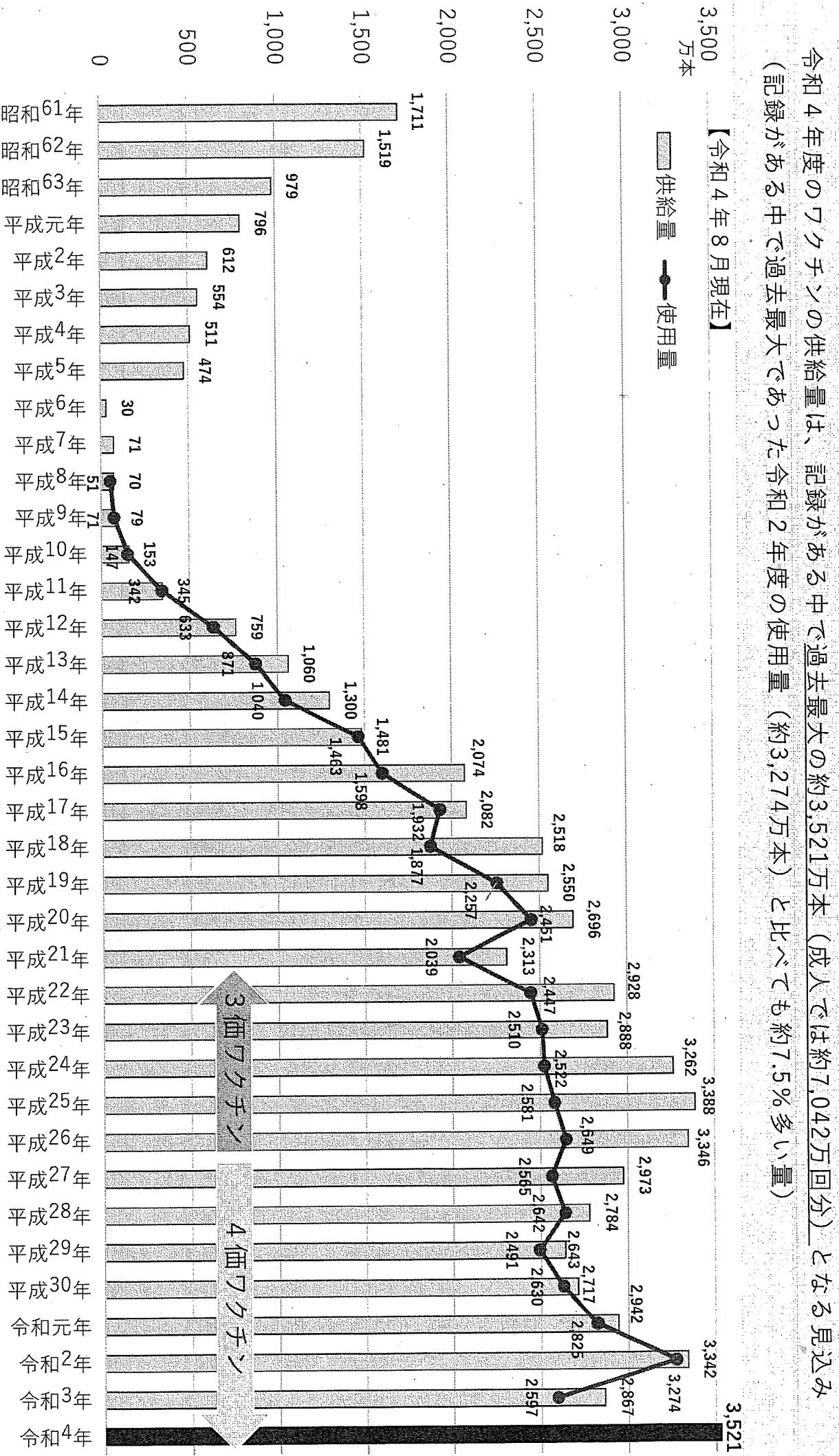
ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することがあることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含め融通等を行ってください。

なお、ワクチン供給の滞りや偏在等の問題が解消されない場合には、当健康局予防接種担当参事官室に対し、その状況を報告するようお願

今後、ワクチンの需給が逼迫する事態が発生した場合には、必要になる安定供給対策の実施等について協力を依頼することがあります。

インフルエンザワクチンの供給量の年次推移

別紙1



※1 平成7年以前の使用量は不明

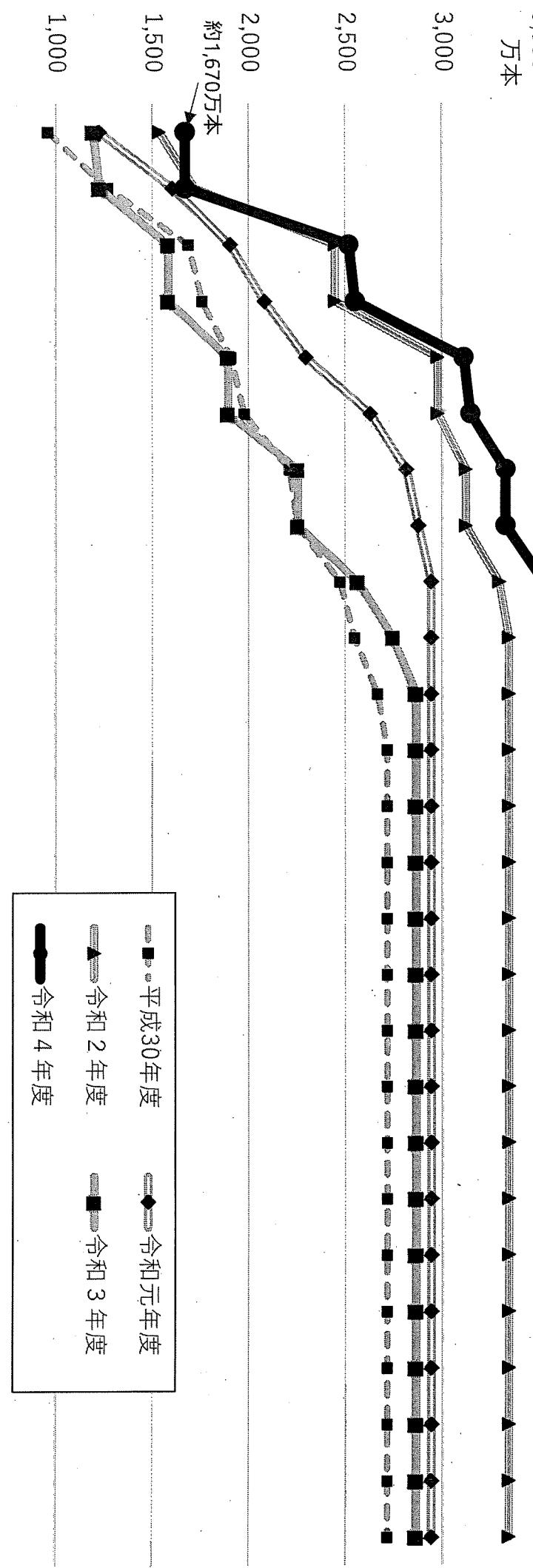
※2 1mL換算としたときの本数（1本当たり成人2回分）

インフルエンザワクチンの累積供給量（週次）

別紙2

令和4年度は9月末の時点での出荷される予定で、早期に多くの量のワクチンが出荷される見込み。

3,500
万本
【令和4年8月現在】



注1) 供給量は、いずれも1ml換算
注2) 週の表示は金曜日を基準としている（例えば、9月5週は9/30時点の供給量を示している）